

産業廃棄物の種類と一覧

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生するごみのうち、法律で定めるものです。産業廃棄物は20種類に分類され、どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①～⑫)と特定の業種から出た場合にのみ産業廃棄物となるもの(表中⑬～⑲)があります。処理をする場合は産業廃棄物の収集・運搬許可業者に処理を依頼してください。

種類	具体例
① 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ等
② 汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、建設汚泥等
③ 廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃洗浄油等
④ 廃酸	写真現像廃液、廃硫酸、廃塩酸等、全ての酸性廃液等
⑤ 廃アルカリ	写真現像廃液、苛性ソーダ液等、全てのアルカリ性廃液等
⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物の固形状及び液状の全ての廃プラスチック類
⑦ ゴムくず	天然ゴムくず、生ゴム等
⑧ 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等、ブリキくず等、金属製家具類
⑨ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートのくず、耐火レンガくず、石膏ボード、陶磁器くず等
⑩ 鉱さい	鑄物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
⑪ がれき類	コンクリート破片、アスファルト破片等
⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で集められたもの等
種類	業種等
⑬ 紙くず	建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
⑭ 木くず	建設業、木材又は木製品製造業(家具製品製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業
⑮ 繊維くず	建設業、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業
⑯ 動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業
⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
⑱ 動物のふん尿	畜産農業
⑲ 動物の死体	畜産農業
⑳	政令第2条第13号に定めるもの(上記19種類を処分するために処理したもの)

産業廃棄物に関する相談・処理業者の照会先 (公社)福岡県産業資源循環協会 TEL:(092)651-0171

事業所で進めるごみ減量・リサイクル

事業系のごみには、ダンボールや雑がみなど資源として再生利用可能なものが含まれています。限りある資源を有効活用し、ごみの減量を進めていくことは、ごみ処理コストの削減といった直接的な効果のほかに、環境に配慮している事業所として企業イメージの向上といったメリットもあります。

古紙リサイクル

事業所から排出される紙類を分別しリサイクルしてください。

リサイクル可能な紙の種類

- ① 新聞紙 ② ダンボール ③ 雑誌、雑がみ (OA用紙、パンフレット、菓子箱など)

※感熱紙、カーボン紙、ビニール加工紙、銀紙、ワックス加工紙、油紙などは回収できません。

収集方法 (下記のいずれかの方法で排出できます。)

- ① 地区担当許可業者へ依頼する。
(地区担当許可業者との契約が必要です。指定ごみ袋は不要)
- ② 古紙回収業者に直接依頼する。(詳細は古紙回収業者にお尋ねください。)
※牛乳パックやシュレッダー紙も収集できる場合があります。
※古紙回収業者については春日市環境課に問い合わせてください。



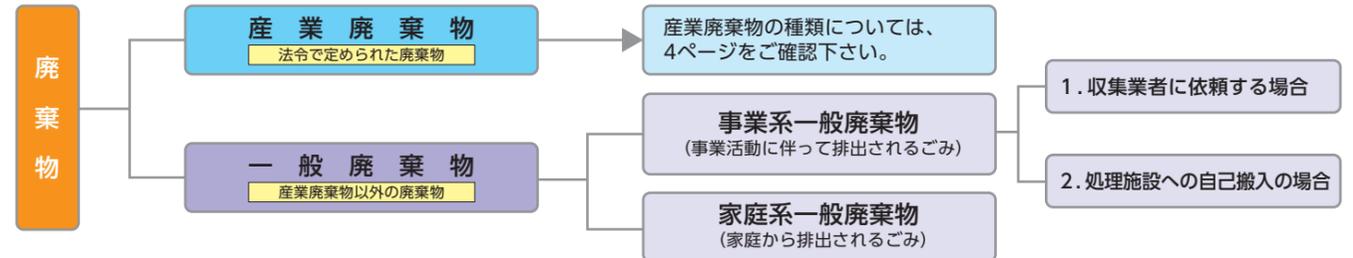
問い合わせ先 春日市環境課 TEL:(092)584-1111 FAX:(092)584-1147



事業系ごみの正しい出し方

廃棄物の区分

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、事業活動に伴って生じるごみのうち、法律で定められた廃棄物を産業廃棄物といいます。一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物です。事業活動とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公庁などの公共機関、NPO法人(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



事業者の責務

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】第3条(参照)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければなりません。

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合において適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

多量排出事業者の減量義務

【春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例】第12条(参照)

事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者(多量排出事業者)は事業

系一般廃棄物の減量に関する計画を作成するとともに、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出る必要があります。

多量排出事業者の該当基準

事業系一般廃棄物のうち可燃物の年間排出量が12トン以上かつ下記の要件をみたすもの。

- ・事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の事業者
- ・学校の用途に供される部分の床面積の合計が8,000平方メートル以上の学校教育法第2条に規定する設置者

事業所から出るごみを家庭ごみとして出すことはできません。事業所の規模に関わらず、必ず事業者の責任で適正に処理してください。



不法投棄や野外焼却は犯罪です。一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、不法投棄をしたり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法律により禁止されています。



市で処理ができないもの

パソコン

- ・デスクトップパソコン本体
- ・ディスプレイ (ブラウン管式、液晶式)
- ・ノートブックパソコンなど

資源有効利用促進法による回収・リサイクルが義務付けられていますので、メーカーの受付窓口に回収を依頼してください。

(一社)パソコン3R推進協会:(03)5282-7685

<https://www.pc3r.jp/office/>

また、自作パソコンやメーカーがない場合は産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。



家電リサイクル法対象品目

- (エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

事業所から排出される左記の家電品目は産業廃棄物となります。

- ① 購入する(した)店舗に引取りを依頼する。
- ② 産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。
- ③ 指定の引取場所まで直接持ち込む。

対象品目の確認は(一財)家電製品協会家電リサイクル券センターホームページで確認できます。

0120-319-640 <https://www.rkc.aeha.or.jp>



業務用機器

(家電リサイクル法対象品目以外のもの)

産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。(公社)福岡県産業資源循環協会:(092)651-0171

消火器

消火器リサイクルシステム取扱い窓口にお問合せください。

株式会社消火器リサイクル推進センター:(03)5829-6773 <https://www.ferpc.jp>



排出禁止物

販売店やメーカー、専門業者に処理を依頼してください。

耐火金庫、建築廃材、自動車部品、焼却灰、シンナー、タイヤ、電気温水器、農業、バッテリー、ピアノ、プロパンガスボンベ、ペンキ、ボウリング球、薬品など



事業系一般廃棄物のごみの出し方

① 収集業者に収集を依頼する場合（夜間収集が基本です）

春日市内で発生した事業系一般廃棄物の収集・運搬を依頼する場合は、市が指定した「ごみ収集・運搬許可業者」と契約を行ってください。

※ごみの収集・運搬の許可を持たない業者が、業として、それらの行為を行うことは法律で禁止されています。違反すると罰則を科せられることがあります。
※ごみを野焼きやドラム缶、焼却炉（許可を受けたものを除く）で燃やすことは法律で禁止されています。

春日市のごみ収集・運搬許可業者

春日市では、地区ごとに収集・運搬許可業者を割り当てています。

担当許可業者	地区名
有共栄資源管理センター 白水ヶ丘1-85 TEL: (092) 592-2502	泉、一の谷、大字下白水、大土居、春日(5・6・8・9・10丁目)、上白水、下白水北、下白水南、白水池、白水ヶ丘、須玖北、須玖南、惣利、塚原台、天神山、昇町、平田台、星見ヶ丘、松ヶ丘、紅葉ヶ丘西、紅葉ヶ丘東
株式会社クリーン春日 大和町1-2 TEL: (092) 582-1008	春日公園、春日原北町、春日原東町、春日原南町、桜ヶ丘、宝町、千歳町、原町(3丁目)、光町、日の出町、大和町 ※サン・ピオ地区はここに含まれます。
有春日環境 大土居2-123 TEL: (092) 592-3444	大谷、岡本、春日(1・2・3・4・7丁目)、小倉、小倉東、ちくし台、伯玄町、原町(1・2丁目)、弥生、若葉台西、若葉台東

受付時間

月曜日～金曜日
(土曜日、日曜日、祝休日、収集休みの場合を除く)
午前9時から午後4時まで
※事業用指定ごみ袋の代金(処理手数料)のほか、収集運搬料金が別途かかります。
※収集できないごみ(産業廃棄物、処理困難物など)もあります。事前に担当許可業者に確認してください。

② 処理施設への自己搬入

春日市内で発生した事業系一般廃棄物は、処理施設へ自己搬入することができます。

燃えるごみ、燃えないごみ、せん定枝葉に分別して、それぞれ処理施設へ自己搬入してください。

自己搬入先: 自己搬入する場合には受入れ基準があります。

他人(各地区担当許可業者を除く)にごみの持込を依頼することはできません。

燃えるごみ(要予約) 電話もしくはインターネット

「燃えるごみ」「燃える粗大ごみ」
クリーン・エネ・パーク南部
大字下白水104-5 TEL: (092) 589-8585
持込/月～土曜日(12月31日午後3時～1月3日を除く)
※12月29日～31日に日曜日を含む場合は、日曜日も持ち込み可
※定期点検期間中(例年1月に約2週間)は搬入できません。
※産業廃棄物は搬入できません。(P4参照)
時間/午前8時30分～午後4時
処理料/10kgにつき140円
電話による予約
自己搬入ごみ事前受付センター TEL: (092) 433-8234
受付時間: 月～土曜日(1月1日～3日を除く) 午前8時30分～午後4時
※搬入予定時刻30分前まで受付しますが、施設が午後4時で終了するため、当日に搬入できないこともあります。
インターネットによる予約
<https://jizenuketuke-kankyo.city.fukuoka.lg.jp/eco>
受付時間: 年中24時間(メンテナンス期間は除く)
※当日の搬入受付は午後2時30分まで可能です。



燃えないごみ(予約不要)

「陶器・金属類」「びん・カン」
「ペットボトル・白色トレイ」「燃えない粗大ごみ」
春日大野城リサイクルプラザ
春日公園6-2 TEL: (092) 596-7066
予約不要 ※産業廃棄物は搬入できません。(P4参照)
※搬入物の量によって受入れできない場合があります。
持込/月～金曜日(祝休日・12月30日～1月3日を除く)、第3日曜日
時間/午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時
処理料/10kgにつき140円

緑のリサイクル(予約不要)

「樹木をせん定した枝と葉」
リサイクル受付センター
白水ヶ丘1-53 TEL: (092) 592-2502
予約不要 ※産業廃棄物は搬入できません。(P4参照)
持込/月～土曜日(祝休日・8月13日～8月15日、12月31日～1月3日を除く)
時間/平日: 午前9時～午後4時、土曜日: 午前9時～午後0時30分
処理料/10kgにつき110円(事業所の樹木を自ら選定してきたもの)
10kgにつき140円(事業者が仕事として請け負って出すもの)

ごみの分別と出し方

ごみは、下記の分別表に従って分別し、春日市事業用指定ごみ袋や粗大ごみシールを使って出してください。

分別の種類	袋の種類	ごみの種類・出し方
燃えるごみ	燃えるごみ	厨芥ごみ(生ごみ) リサイクルできない紙類 ※リサイクルできる紙類は古紙リサイクルへ(P4参照) プラスチック類(事業活動で生じたものを除く) 木製品
ペットボトル・白色トレイ	ペットボトル・白色トレイ	ペットボトル PETマークのついた飲料・調味料(しょうゆ、めんつゆ、ノンオイルドレッシング)などの容器 ①キャップを捨てる場合は「燃えるごみ」へ。キャップを外さないと収集できません。 ②中身を全部出して水ですすぐ。 ③ラベルについて 【現在: はがさない】 【変更後: はがす】 令和5年10月から、現在の「ラベルをはがさない」を「ラベルをはがす」に変更します。詳細は、市報などでお知らせします。
びん・カン	燃えないごみ	空きびん・空きカン ※キャップやふたは、材質ごとに「燃えるごみ」。「陶器・金属類」へ ※一辺や直径が20cmを超えるカンは「陶器・金属類」へ ※中身を出して軽く水洗い
陶器・金属類	燃えないごみ	陶磁器、金属製品、ガラス製品(びんを除く) 小型の電化製品、白熱球、スプレー缶、カセットボンベ、LED ※割れたガラスや包丁、鋭利なものは紙で包む。 ※スプレー缶やカセットボンベは穴を空けずに中身を完全に使い切ってください。
粗大ごみ(予約制)	粗大ごみシール	毎月20日(休みの場合は前営業日)までに、地区担当許可業者に電話で申し込み、粗大ごみシールを必要枚数貼って出す。
有害ごみ	燃えないごみ	蛍光管、水銀体温計、ボタン電池、コイン電池、乾電池(マンガン乾電池、アルカリ乾電池) ※公民館等に設置している有害ごみボックスには出せません。 ※収集方法は地区担当許可業者に問い合わせてください。 ※充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)、携帯電話のバッテリーなどは、回収を行っている販売店等に持参し、処理を依頼してください。

※一度に多量のごみを処分する場合、産業廃棄物として処分する必要があります。

事業用指定ごみ袋

事業用指定ごみ袋は、P2の担当許可業者及び春日市商工会(TEL: (092) 581-1407)で販売しています。(全て税込)

春日市指定 燃えるごみ (事業用 70ℓ)	春日市指定 燃えるごみ (事業用 45ℓ)	春日市指定 ペットボトル・白色トレイ (事業用 45ℓ)	春日市指定 燃えないごみ (事業用 45ℓ)
1,400円/10枚	900円/10枚	900円/10枚	900円/10枚